

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

富田林市長 吉村 善美

市町村名 (市町村コード)	富田林市 (27214)
地域名 (地域内農業集落名)	西条地区 ()
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月4日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地区内の農業上の利用が行われる農用地等面積は19.9haであり、農用地区域指定を受けている農用地等はない。市外の農業法人が地区内農地約5haを機構事業活用で引き受けるなど、地区全体の約33%の農地が利用権設定及び小作権設定済の農地であり、比較的集積が進んでいる地域である。

地区内では水稻を中心に一部野菜・果樹が生産されている。

アンケート結果を見ると、後継者有の割合が19%と2割に満たず、10年以内の利用意向に関しても自己耕作以外の回答の割合が93%という状態である。近い将来農業の担い手が不足することが予想されるため新たな担い手の参入を進めていく必要がある。また、引き続き、農地利用の意向を確認する必要がある。

現状、本地区内は農道の整備が不十分である。今後、農地の集積・集約を進めていく上で、農道や農業用水路等の基盤整備が重要である。また、本地区全体が洪水浸水想定区域に含まれている。

※西条地区内には農業集落が存在しない。所有者の多くが川面町在住である。西条地区内の農地所有者及び耕作者を対象に協議を実施した。

【地域の基礎的データ(R02農林業センサスより)】

川面:基幹的従事者数:9人(うち50歳代以下0人)、団体経営体(法人・集落営農組織等)なし、従業員等0人、主な作物:水稻、白菜、たまねぎ、トマト

(2) 地域における農業の将来の在り方

可能な限り現在の水稻栽培を主とする営農維持を目指す。今後、耕作継続が困難になった場合、農地貸借や農業作業委託を積極的に活用する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	19.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	19.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者を含む地域農業の担い手へ農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の貸し借りは、原則として農地中間管理機構を通して行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
農道の整備、水路の補修・更新を実施する。また、本地区に導入可能な基盤整備事業について検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
耕作の継続が困難な農地について、地域内の担い手で対応しきれない場合は、新たな担い手の参入を進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
今後、耕作者がいない農地について、農作業委託の活用を図っていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ⑧農道や水路の整備や補修・更新を実施する必要がある。
- ⑩協議内で、市街化調整区域から外してほしいと希望する意見があった。